

### 3 豊丘村監査委員告示第 1 号

令和 4 年 1 月 6 日に受理した豊丘村職員措置請求について、地方自治法第 242 条第 5 項の規定により監査を行った結果を下記のとおり公表します。

令和 4 年 2 月 22 日

豊丘村監査委員 久保田 康敏

同 唐 澤 健

#### 記

#### 1. 請求の要旨

平成 29 年度採用の豊丘村嘱託職員のうち一人に（以下、「当該職員」という。）、本来規定の無い経験年数加算をした、不当な報酬額の決定・支出があったため、加算支出した分について決裁権者から村への賠償を実施させる。

#### 2. 監査結果

##### （1）報酬決定の原則

嘱託職員の報酬は、首長により決定されるもので個々に違いがあっても違法ではない。しかし、公平性を保つために基準は必要である。（県からの技術的助言を参考に確認した。）

##### （2）報酬決定の経過

今回請求の事件を調査したところ、報酬を決定した平成 29 年 3 月時点において、当該職員への加算額を含んだ報酬額決定にあたっては、他の嘱

託職員との公平性を保つ経過や基準を定めた根拠資料は一切確認できなかった。

また、決裁権者である村長及び副村長には、報酬決定に至る詳細な説明が無いままに特例と思われる給与額を定めた「嘱託職員雇用契約書」決裁を求めたことを確認した。

よって、当該事件の加算額を含んだ報酬決定においては、当時の総務課長の単独による決定と判断した。(当事者は故人のため、事情聴取ができなかった。)

### (3) 報酬決定後の対応

平成 29 年度以降に村長及び副村長は、請求者からの情報提供を受け、この事件の事実関係と対応策について検討してきた経過も確認できた。

しかし、請求者と約束していた令和 2 年 4 月「会計年度任用職員制度」への移行に合せた加算額修正の実施については、労使間契約が締結されていることと、法改正に伴う嘱託職員からパートタイム会計年度任用職員への移行説明の際に、給与収入額の現状維持を条件にしたことから、当該加算分の修正実施には至らなかったことの説明を副村長から受けた。

現在も当該職員には、当時決定された報酬金額に基づいた金額が支払われている状況である。

その後、令和 3 年 9 月 3 日付にて、請求者の要望を受けて県からの技術的助言通知が発出され、村長の判断により令和 4 年度予算から当該加算分を減額することを決定し、当該職員にその旨を説明し了解を受け実施することとなった。

### (4) 監査委員の判断

以上により、請求された加算分を含んだ報酬決定は、適切な経過に基づいた決定ではなかったことと判断した。

村は、当該職員の報酬を令和 4 年度から修正する意向であり、加算分を含めた報酬額を支給されていた職員は、提示された雇用契約に基づき勤務していただいただけであり、過失等も認められないため、通常職員との差額分については村への返還は求めないこととする。

(5) 通常新規採用職員との差額

通常の職員の報酬額 162,000 円 令和3年1～3月

163,600 円 令和3年4～12月

住民監査請求の対象とした期間の差額分は次のとおり

令和3年1月報酬額 169,300 円のうち 7,300 円

令和3年2月報酬額 169,300 円のうち 7,300 円

令和3年3月報酬額 169,300 円のうち 7,300 円

令和3年4月報酬額 170,500 円のうち 6,900 円

令和3年5月報酬額 170,500 円のうち 6,900 円

令和3年6月報酬額 170,500 円のうち 6,900 円

令和3年7月報酬額 170,500 円のうち 6,900 円

令和3年8月報酬額 170,500 円のうち 6,900 円

令和3年9月報酬額 170,500 円のうち 6,900 円

令和3年10月報酬額 170,500 円のうち 6,900 円

令和3年11月報酬額 170,500 円のうち 6,900 円

令和3年12月報酬額 170,500 円のうち 6,900 円

令和3年6・12月手当額 (2.55 月分)

434,775 円のうち 17,595 円

差額分の総額 101,595 円

(6) 村長・副村長の責任

① 指導監督責任

村長・副村長には、今回の報酬決定に対して一切関わった事実はなく、両者への賠償責任は求めないが、部下である当時の総務課長への指導監督責任があったと判断する。

職員給与の決定については、「豊丘村事務処理規則」によると副村長の専決事項になっていることを付け加える。

② 対応措置遅延責任

請求者より情報提供があった後、令和2年度において修正の意志が両者にあったことから、該当職員の報酬決定について適切ではないことの認識は、以前より両者にあったと判断した。

解決方法を検討していたことは確認したが、諸問題の処理が必要であったとしても、解決までに時間がかかったことについては、両者に対応措置遅延の責任があったと判断する。

### 3. 勧告の内容

#### (1) 報酬額の損害賠償

当該職員への報酬額決定経過については、当事者が故人のため確認はできなかったが、請求主旨である村の決裁権者には責任ないと判断し、賠償は求めない。

全ての責任は、当時の総務課長一人にあると判断し、当時の総務課長に村への損害分として、監査により算出された差額分総額 101,595 円の賠償責任があると判断する。

本来であれば、令和3年度末までを期限とし損害賠償を求めるものであるが、当事者が故人であることを鑑み損害賠償は求めない。

村は、債権を放棄するにあたり、次の議会において必要な手続きを行うこと。

#### (2) 報酬額の是正

村は、当該職員を令和4年度以降もパートタイム会計年度任用職員として勤務させる場合、「豊丘村会計年度任用職員取扱要領」に基づく報酬額に是正したうえで任用し、令和4年3月31日までに「豊丘村事務処理規則」に基づく手続きを行うこと。

3豊監第6号  
令和4年1月11日

豊丘村長 下平 喜隆 様

豊丘村議長 片桐 忠彦 様

豊丘村監査委員 久保田 康敏

同 唐澤 健

住民監査請求書に係る請求の要旨の送付について（通知）

令和4年1月6日に職員措置請求書が提出されましたので、地方自治法第242条第3項の規定に基づき、請求の要旨を別紙のとおり通知します。

(別紙)

職員措置請求書の提出について

1. 請求人 豊丘村大字神稲 9229 番地 6 熊谷 透

2. 請求日 令和 4 年 1 月 6 日

3. 求める措置

平成 29 年度採用の豊丘村嘱託職員のうち、本来規定の無い経験年数加算をした嘱託職員への加算支出分を、決裁権者により村への賠償を実施させる。

4. 請求理由

平成 29 年度採用の豊丘村嘱託職員のうち、本来規定の無い経験年数加算をした、不当な報酬額の決定・支出があったため。



## 豊丘村職員措置請求書

令和4年(2022年)1月6日

豊丘村監査委員 様

請求者 住所 豊丘村大字神穂9229番地

氏名 熊谷透

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、次のとおり必要な措置を請求します。

### 1. 請求するに至った経緯

私 熊谷透は平成31年3月末で豊丘村役場を定年退職まで3年残し早期退職しましたが、私が早期退職を決断した理由は

①不平等な人事：ある職員は大変な業務の課への配属が多く、ある職員は比較的楽な業務の課への配属や、平均3年未満で異動する職員がいる一方で20年以上異動がない職員がいるなど、職員間の不公平な人事異動がされていること。

②不当な給料引き下げ：平成24年4月 私が課長昇格時に私と同じ最終学歴・同じ入職年度で1年9か月先に課長に昇格していた職員の給料を上回ってしまうとの理由から在職者調整をすることなく私の昇格時の格付給料が引き下げられ、その8か月後には私の一年後に入職し最終学歴は同じで当時課長補佐達より低い給料となったにも関わらず菅沼康臣副村長及び故昼神毅前総務課長は「何の問題もない」と減額分給料の支給がされなかったこと。

③不公平・不平等な嘱託職員報酬：豊丘村役場に勤務する嘱託職員（現会計年度任用職員）の不公平・不平等な報酬月額決定を行い、まったく是正しようとしなかったこと。

このほか正規職員への嚴重注意処分等の運用や本来課長が行うべき人事評価を行わないなどの職務怠慢と思われる課長への指導を行わない等々、私の回りだけでもこれだけある職員間の不公平・不平等を理事者がまったく是正しようとしないう姿勢への不満によるものでした。

早期退職理由の②については早期退職前の5年間不服を言い続けた結果、前総務課長（後に故前教育長）が異動し後任の総務課長に不相当と認めていただきようやく退職時に差額分の支給がされました。しかしながら①及び③につきましても現在も不当・不平等なままの状態が続いていますが、財務会計上不当と考えられる③について監査請求案件として以下で説明させていただきます。一部の職員を除き多くの職員は村のため懸命に勤務していますので、理事者はその職員の声に耳を傾け今後私のように庁内の不公平・不平等に不満を持って退職する職員を出さないよう、かつ、住民にも職員にも誰に対しても公平な行政が行われるよう期待し上記③についての監査請求をさせていただきます。

### 2. 請求の要旨

下平喜隆豊丘村長、菅沼康臣副村長、昼神毅（故人）前教育長（本件の嘱託職員採用・報酬額決定時に総務課長）は平成29年度嘱託職員採用にあたり、民間会社の正社員になるとの理由で平成27年度の年度途中で自己都合退職した

女性嘱託職員を、副村長及び前総務課長の

面接の後に再採用を決定した。

当該嘱託職員の報酬額は本来嘱託職員には規定の無い経験年数換算を行うよう前総務課長が課員に指示し、当該職員が退職せず継続して勤務していた場合と同等の報酬額に不当に決定した事により、同年度に採用された他の嘱託職員と比べ高い報酬が財務会計上支出される事となった。

その事実を私を知った平成 29 年度以降たびたび理事者に対し、即時に当該職員からは返還させ他の嘱託職員には格差がある報酬額について謝罪したうえで格差を是正する必要があるのではないかと意見したが聞き入れられず、私が退職を目前にした平成 31 年 2 月に副村長面談の際に嘱託職員報酬の格差をどうするつもりか退職までに回答をお願いしたいと要望し、ようやく同年 3 月に副村長から「現時点での是正と返還させることはしないが平成 32 年度になれば嘱託職員から会計年度任用職員に制度が変わるのでその時期にあわせて是正する。なおこの件については他の嘱託職員に謝るべき事ではない」と回答された。

しかし回答された平成 32 年度（令和 2 年度）においても格差は是正されずそのままになっていたため令和 2 年 8 月に村長に確認したところ「まだ是正されていないのか!？」と驚いた様子で「少し時間をもらいたい」と答えられ、数日後「当該会計年度任用職員以外の職員にも経験年数換算を行うことは財政面を考えると難しいが令和 3 年度からは必ず格差を是正する」と言ったにも関わらず本年度においても是正がされていない。

加えて、本案件については令和 3 年 8 月に南信州地域振興局の实地調査が行われ、結果が 9 月に回答（事実証明書類別添）されており、その内容を抜粋すると「前総務課長が公平性を欠く規定以外の基準を定め、起案により理事者の決裁を経て決定した」給与であり『適切な給与水準への見直しが必要』との内容の地方自治法第 245 条第 4 第 1 項に基づく技術的助言がされた案件である。

以上が③不公平・不平等な嘱託職員給料についての説明です。

会計年度任用職員に一般職職員の経験年数換算の規則を準用するのであれば、当該職員以外の会計年度任用職員にも過去に公務職場で勤務した経歴があるにもかかわらず経験年数換算がされていない職員が複数おり、同じ条件下の会計年度任用職員間で不公平が放置され続けています。会計年度任用職員は年間 2 百万円余の収入額で同じ会計年度任用職員の間で年間約 10 万円の格差はとても大きな格差ですが基本的に 1 年契約で立場的に弱く不満に思っているにもかかわらず声を上げられないのが実情です。

よって、私も当時会計管理者として不当・不平等な財務会計支出を止めることがで



きなかつた責任があり応分の賠償を行う心づもりでおりますが、本件の面接から採用決定・報酬額決定他の決裁を経て現在までの過程の全てに関わってきている菅沼康臣副村長及び最終決裁者の村長は、是正が必要ではないかとの意見及び南信州地域振興局からの技術的助言を受けたにも関わらず是正を怠っている事は村に損害を与えていると考えられます。監査請求可能な令和 2 年度以降分に限らず平成 31 年度以前分についても豊丘村一般会計への賠償が必要と考えます。また経験年数換算期間があるにも関わらず適用されていない会計年度任用職員の経験年数換算を遡及して行う等職員間の不公平の是正が必要と考えますので監査のほどよろしくお願いいたします。

### 3. 事実証明書

- (1) 平成 31 年度予算編成資料中「平成 31 年度嘱託職員報酬等支給表」
- (2) 南信州地域振興局発出「豊丘村における給与制度の適正な運用に関する相談について(回答)」同内容の文書が南信州地域振興局から豊丘村役場宛にも発出されているとのこと。
- (3) 平成 29 年度嘱託職員報酬決定書類及び平成 29 年度以降の支出負担行為・支出命令書等財務会計書類は役場保管書類をご確認いただきたい。